

国立産業財産庁
（ドミニカ共和国）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 DO. I
国内段階移行様式	附属書 DO. II

略語のリスト

国内官庁：	国立産業財産庁（ドミニカ共和国）
I P L：	工業所有権に関する2000年5月8日の法律No. 20-00
R P L：	工業所有権に関する法律No. 20-00の施行規則を定める2001年6月1日の政令 No. 599-01
Res. 001/2011：	特許協力条約（PCT）に関する2011年8月26日の決議No. 001-2011/DIR-ONAPI
Res. 003/2017：	発明特許出願から実用新案請求への変更に関する 2017年12月8日の決議No. 003-2017/DIR-ONAPI

指定（又は選択）官庁 D O	国立産業財産庁 (ドミニカ共和国) 国内段階に入るための要件の概要	概要 D O
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」及び「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	DOP 19,835	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない	
国内手数料	通貨：ドミニカ・ペソ (DOP) 特 許： 出願手数料： ¹ －30枚までの用紙 DOP 13,225 －追加の各用紙 DOP 75 実用新案： 出願手数料： ¹ －30枚までの用紙 DOP 9,255 －追加の各用紙 DOP 75	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	出願人が発明者であり、自身の経済状況から手数料の全額を支払うことができない旨を証明すれば、手数料は最高で90%減額される	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

DO	国立産業財産庁（ドミニカ共和国）(続き)	DO
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{2, 3} 出願人の名称変更を証明する書類 ³ 特許の出願及び付与について出願人の資格を証明する書類 ^{2, 3} 出願人が先の出願の出願人と異なる場合には、優先権に関する出願人の資格を証明する書類 ^{2, 3} 国際出願の翻訳文2通 ³ 出願人がドミニカ共和国に居住していない場合には、代理人の選任 代理人を選任する場合には、委任状 該当すれば、電子形式及び紙形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	ドミニカ共和国に居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

DO. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書DO. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

DO. 02 手続言語

手続言語はスペイン語である。

DO. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

IPL Art. 11.3

DO. 04 手数料（支払方法）

出願人は出願時に国内出願手数料の支払証拠を提出しなければならない。概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書DO. I に概説されている。

IPL Art. 18
RPL Art. 12

DO. 05 分割出願

発明の単一性欠如の場合、出願人は国際出願でクレームされていた追加発明に関して分割出願を行うことができる。分割出願は、出願時の開示範囲を超えていないことを条件として、国際出願と同一の出願日を有する利点がある。各分割出願について出願手数料を支払う（附属書DO. I 参照）。

IPL Art. 148
RPL Art. 3

DO. 06 委任状

出願人がドミニカ共和国に居住していない場合には、委任状の提出によって代理人を選任しなければならない。

IPL Art. 21
RPL Art. 74

DO. 07 出願公開

すべての出願は出願日又は最先の出願日から18箇月経過後に公開され、これは手数料の支払を条件とする（附属書DO. I 参照）。

IPL Art. 22
RPL Art. 16

DO. 08 審査

特許は実体審査後まで付与されず、これは手数料の支払を条件とする（附属書DO. I 参照）。手数料は国内官庁による出願公開後12箇月以内に支払わなければならない。出願人が所定の期間内にこの手数料を支払わない場合には、出願を放棄したものとみなされる。

IPL Art. 24
RPL Art. 74

DO. 09 特許付与

特許付与は公告され、これは手数料の支払を条件とする（附属書DO. I 参照）。

PCT Art. 28
IPL Art. 149

DO. 10 出願の補正及び補充

出願人は出願時の開示範囲を超えていないことを条件として、いつでも自身の出願の補正又は補充を行うことができる。補正又は補充の手数料額は附属書DO. I に示されている。

IPL Art. 20
RPL Art. 74
Res.003/2017

DO. 11 出願変更

特許についての国際出願は実用新案出願に変更可能であり、その逆も可能である。変更請求手数料を支払う（附属書DO. I 参照）。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

DO. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

DO. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

IPL Art. 28
RPL Art. 22
Res.001/2011 Sec.6

DO. 14 年 金

特許についての年金は国際出願日から第2年目以降の各年について支払う。最初の年金は遅くとも国内段階移行日の最初の応当日までに支払わなければならない。その後の年金は遅くとも国際出願日の最新の応当日までに支払わなければならない。

IPL Art. 53
RPL Art. 22

実用新案についての年金は、5年目、10年目、及びその後の各年について支払う。最初の年金は遅くとも国際出願日の5年目の応当日までに支払い、次の年金は遅くとも国際出願日の10年目の応当日までに支払わなければならない。

複数年分の年金の前払は可能である。支払期日から6箇月以内であれば、割増料の支払を条件として、引き続き年金を支払うことができる。年金の額は附属書DO. I に示されている。

PCT Rule 49.6
Res.001/2011 Sec.7-8, 10

DO. 15 権利回復

第22条に規定する期間の不遵守が故意によるものでない場合、又は出願人が状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず第22条に規定する行為を適用期間内に遂行しなかった場合には、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間不遵守の原因が解消してから2箇月、又は適用される期間の終了日から12箇月のいずれか先に終了する期間内に、書面で行わなければならない。この2箇月以内に不履行の行為を完了させ、権利回復手数料を支払わなければならない（附属書DO. I 参照）。

PCT Rule 49ter.2
Res.001/2011 Sec.7-9

DO. 16 優先権の回復請求

先の出願の優先権主張期間の終了から2箇月以内に国際出願を行う場合には、国内法に従い、国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。請求が認められるためには、12箇月の優先期間内に出願が行われなかったのは故意ではない、又は状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず発生した旨について、国内官庁が納得することが条件とされる。請求期間は国内段階移行日から1箇月以内である。優先権回復請求には、その裏付けとなる宣言書又はその他の証拠を添付すべきである。優先権回復手数料を支払わなければならない（附属書DO. I 参照）。

手 数 料¹

(通貨：ドミニカ・ペソ (DOP))

特 許

出願手数料：

－30枚までの用紙	13, 225
－追加の各用紙	75

公開手数料	3, 965
-------------	--------

優先権主張手数料，各優先権について	2, 645
-------------------------	--------

審査手数料	15, 870
-------------	---------

特許付与公告手数料	5, 290
-----------------	--------

補正手数料：

－出願人又は特許権者の詳細の訂正	3, 965
－請求の範囲：	
－最初の請求の範囲	4, 495
－追加の請求の範囲	2, 645

権利回復手数料	19, 835
---------------	---------

優先権回復手数料	19, 835
----------------	---------

特許出願から実用新案出願への変更，又はその逆の変更手数料	4, 630
------------------------------------	--------

分割出願手数料	13, 225
---------------	---------

登録手数料：

－30頁までの特許出願	無 料
－追加の各頁	75

年 金：

－第2年度から第4年度，各年	6, 610
－第5年度から第9年度，各年	10, 580
－第10年度から第15年度，各年	13, 225
－第16年度以降，各年	15, 870

年金の遅延支払の割増料（手数料が未払の各月又はその端数）	1, 980
------------------------------------	--------

1 出願人が発明者であり，自身の経済状況から手数料全額の支払が困難である旨を示す宣言書を提出した場合，手数料は90%減額される。

実用新案

出願手数料：

－30枚までの用紙	9,255
－追加の各用紙	75

公開手数料	3,965
-------------	-------

優先権主張手数料，各優先権について	2,645
-------------------------	-------

審査手数料	10,580
-------------	--------

実用新案付与公告手数料	5,290
-------------------	-------

補正手数料：

－出願人又は実用新案権者の詳細の訂正	3,965
－請求の範囲：	
－最初の請求の範囲	4,495
－追加の請求の範囲	2,645

分割実用新案出願手数料	10,580
-------------------	--------

登録手数料：

－30頁までの実用新案出願	無 料
－追加の各頁	75

年 金：

－第5年度から第10年度	13,225
－その後の追加年	15,870

年金の遅延支払の割増料（手数料が未払の各月又はその端数）	1,980
------------------------------------	-------

手数料の支払方法

支払はドミカ・ペソ建で行わなければならない。すべての支払には出願番号（判明していれば国内番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名・名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

出願及び維持手数料の支払は，小切手，クレジットカード，又は国内官庁に直接現金で行われたい。

様 式（附属書DO. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 DO. II 国内段階移行様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_do.pdf